じ りつかつどう 自立活動だより

秋田県立 聴 覚支援学校 じ りつかつどう ぶ 自立活動部 令和6年月3月7日発行

じんこうな いじこうにゅうじ 補聴器や人工内耳購入時の助成について

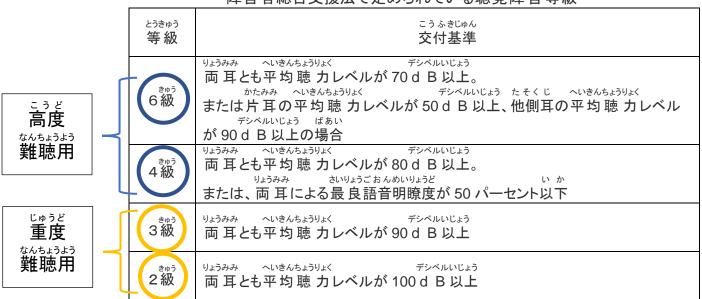
しょうがいしゃそうごうし えん ほう たいおう

①障害者総合支援法に対応した補聴器購入

ほちょうき しょうがいしゃそうごうしえんほう ほじょきん たいしょう 補聴器は障害者総合支援法による補助金の対象です。

しかし、全ての方が補助金の対象となる訳でなく、聴力が規定以下の場合に限られます。

しょうがいしゃそうごうし えんほう さだ ちょうかくしょうがいとうきゅう ~障害者総合支援法で定められている聴覚障害等級~



しんたいしょうがいしゃてちょう も ひと きじゅんがく わりふたん こうにゅう ※身体障害者手帳を持っている人であれば、基準額の1割負担で購入できます。

なんちょうじほちょうきこうにゅうひじょせいじぎょう あきたけん

②難聴児補聴器購入費助成事業(秋田県のホームページより転記)

あきたけんない きょじゅう さいみまん じどう

〇秋田県内に居住している18歳未満の児童

りょうみみ ちょうりょく デシベル みまん げんそく デシベル しんたいしょうがいしゃてちょう たいしょう

〇両耳の聴力レベルが原則として30d B以上70d B未満で、身体障害者手帳の対象とならない

いし そうよう ひつよう みと ばあい デシベルみまん たいしょう こと。ただし、医師が装用の必要を認めた場合は、30 d B 未満についても対象とする。

ほちょうきこうにゅうひょう ほんたい でんち およ しゅうりひょう ぶん ていど しちょうそん こうふ ⇒補聴器購入費用(本体・電池・イヤモールド)及び修理費用の3分の1程度を市町村に交付する。 じょせい

※その他、市町村からの助成もあるため、各市町村へ確認してみてください。

でんこうないじたいがいぶそうちこうにゅうひじょせいじぎょう あきたし しょう しゃ スクストの (3人工内耳体外部装置購入費助成事業(秋田市「障がい者のためのくらしのしおり」より転記)

○人工内耳の体外部装置の買い換えに要する費用の一部を助成⇒上限20万円

- ちょうかくしょうがい しんたいしょうがいしゃてちょう にんてい う じんこうないじそうょうしゃ
 ○聴覚障害による身体障害者手帳の認定を受けている人工内耳装用者
- ○購入前の申請が必要 ※所得制限あり

「障害者のくらしに関するしおり」について



市町村ごとに名前が違いますが、秋田市では左にある「障がい者のためのくらしのしおり」となっています。自分が住んでいる市町村のしおりをぜひ確認してみてください。※ホームページに掲載しているところもあります。さまざまな情報が載っていますが、今回は秋田市のしおりの中から卒業後に役立つ情報を3つ紹介します。

①自動車税の減免

自動車税とは…自動車を所有している人が必ず払わなければいけない税金 ばためん う 減免を受けられる自動車⇒本人が運転する車、家族・介護者が運転する車





たいしょう ちょうかくしょうがいとうきゅう きゅう きゅう 対象となる聴覚障害等級:2級・3級

がつついたちげんざい しょう しゃほんにん しゅとく ※4月1日現在、障がい者本人が所有しているもの、4月1日以降、障がい者本人が取得するものに かぎ 限る

②NHK受信料⇒半額免除

にゅしんりょう
NHK受信料とは…NHKと受信契約を結んでいる人が支払う料金のこと
しかくしょうがい
ちょうかくしょうがい
もまうかくしょうがい
視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳を持っている人が世帯主で



でとりく ばぁいてきょう でとりく はぁぃ たいしょう まま でとりく **受信契約者**の場合適用される。※一人暮らしをした場合、対象となるので覚えておくとよい

へがいしゅつ い し そっう しぇん りょうりょう ③外出や意思疎通の支援(利用料はすべて無料)

しゅわつうやくしゃ **手話通訳者**

たいしょうしゃ しゅった 対象者:手話によるコミュニケーションが必要な方



^{えんかくしゅ わつっやく} 遠隔手話通訳サービス

タブレット端末やスマホを活用して手話通訳を行うサービス ※利用には予約が必要

たいしょうしゃ あきたしざいじゅう しゅ わっうゃく ひっょう ちょうかくしょう しゃなど 対象者:秋田市在住の手話通訳を必要とする聴覚障がい者等

りょうじかん こぜん じ ぶん ここ じ ふん どにちしゅくじつ ねんまつねんし のぞ 利用時間:午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日、年末年始を除く)

要約筆記者

まうやくひっき 要約筆記とは?…話し手の内容の要点をつかみ、筆記(手書き)やパソコンを活用して内容を伝達

する聴覚障がい者の情報保障のひとつ

たいしょうしゃ ようやくひっき じょうほうほしょう ひつよう かた対象者:要約筆記による情報保障が必要な方